

広島県告示第百八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十一年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県大竹市大竹、木野、木野二丁目及び二丁目、元町三丁目及び四丁目、白石二丁目及び二丁目地内		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。	区域の表示及び法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
木野C（七七六）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	木野C（七七六）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上木野（二六二八）、木野（六七四）、木野B（七六四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上木野（二六二八）、木野（六七四）、木野B（七六四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木野二丁目A（六七九五）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	木野二丁目A（六七九五）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下木野B（二六二九）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下木野B（二六二九）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下木野B（二六二九―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下木野B（二六二九―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木野二丁目（六七四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	木野二丁目（六七四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木野A（七六三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	木野A（七六三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり



上稲荷谷川 (七) 地区	土石流	次の図のと おり	上稲荷谷川 (七) 地区	土石流	次の図のとおり
中稲荷谷川 (九 六) 地区	土石流	次の図のと おり	中稲荷谷川 (九 六) 地区	土石流	次の図のとおり
小瀬川支川七 (六六〇六) 地 区	土石流	次の図のと おり	小瀬川支川七 (六 六〇六) 地区	土石流	次の図のとおり
小森谷川 (五〇 〇二隣) 地区	土石流	次の図のと おり	小森谷川 (五〇〇 二隣) 地区	土石流	次の図のとおり
小森谷川 (五〇 〇二a) 地区	土石流	次の図のと おり	小森谷川 (五〇〇 二a) 地区	土石流	次の図のとおり
小森谷川 (九五 五) 地区	土石流	次の図のと おり	小森谷川 (九五 五) 地区	土石流	次の図のとおり
小瀬川支川 (五 〇〇一) 地区	土石流	次の図のと おり	小瀬川支川 (五〇 〇一) 地区	土石流	次の図のとおり
二井川 (六) 地 区	土石流	次の図のと おり	二井川 (六) 地区	土石流	次の図のとおり
薬師川 (五) 地 区	土石流	次の図のと おり	薬師川 (五) 地区	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局土木整備部砂防課及び広島県広島地域事務所建設局廿日市支局に備え置いて縦覧に供する。